

## 令和2年度滋賀県農地中間管理機構の活動方針

### 1. 基本方針

農地中間管理機構（以下「機構」とする。）は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町とその作成に参画する農業委員会及び農業協同組合等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

さらには、昨年度の農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に合わせて、農地中間管理事業（以下「機構事業」とする。）と農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」とする。）との統合一体化の取組を円滑に進めることにより、農地利用の効率化及び高度化のより一層の促進を図り、力強い本県農業の実現を目指すものとする。

### 2. 目標面積

令和2年度中に機構が転貸する農用地等の面積：900ha

（参考）農地中間管理事業開始時（平成26年度）における  
担い手への集積目標面積：2,340ha／年

### 3. 農地の集積・集約化の主な推進方策

#### （1）事業推進の取組

##### ア 人・農地プランとの一体的推進

農地利用の最適化には人・農地プランが有効であることから、市町が進める人・農地プランの実質化の取組に積極的に協力する。

##### イ 円滑化事業との統合一体化

農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」とする。）と調整を図りながら、地域の実情を踏まえた効果的な手法により機構事業への切換えを進める。

##### ウ 重点実施区域の拡充

農地の流動化を進めようとする機運が高い地域にあっては、地元の意向等を十分把握したうえで重点実施区域に設定し、農地整備事業を積極的に活用する等により関係機関とともに連携して農地利用の最適化を進める。

#### （2）関係機関との連携強化

##### ア 機構の各地域窓口における連携

- ・機構は、県内6か所に地域窓口を設置し、地域の実情に応じた機構事業の推進を図るものとする。

- ・機構は、県の各農業農村振興事務所に設置されている「地域農業活性化推進チーム」に参画し、県と連携を図りながら農地の集積・集約化を進める。また、各地域窓口の参与である県の各農業農村振興事務所農産普及課長の協力のもと、担い手育成（新規就農者を含む）を進める普及指導活動と連携した機構事業の取組を進めるものとする。

#### イ 県、市町、市町農業委員会、JA等関係機関との連携

- ・機構は、県や市町、市町農業委員会、JA等関係機関と連携を図りながら、地域の実情に応じた機構事業の推進を図るものとする。
- ・機構は、各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員と情報共有を図ることにより、農地利用の最適化をより一層進めるものとする。
- ・機構は、機構事業に係る業務の一部を市町、JAに委託することで、経験豊富で地域の農地や担い手に詳しい市町、JA担当職員の協力のもと、円滑な機構事業の運営とその推進を図るものとする。

#### ウ 円滑化団体との連携

機構は、円滑化団体と調整のうえ、農家の同意や地域の実情を踏まえつつ以下の3つの手法により円滑化事業との統合を進めるものとする。

- ①円滑化事業の契約期間が満了するタイミングで、機構が農地の貸し手及び借り手と新たな契約を結ぶ。
- ②円滑化事業の契約を合意解約し、機構が農地の貸し手及び借り手と新たな契約を結ぶ。
- ③円滑化団体が農地売買等事業のために借り受け、貸し付けている農地の権利義務を承継する。（一括承継）

#### エ 土地改良区との連携

機構は、農地の条件整備を行うことで更に集積・集約化が見込める地域にあつては、県や市町、地元土地改良区等と連携を図りながら、農地耕作条件改善事業など各種農地整備事業の取組とともに農地中間管理事業の推進を図るものとする。

【その他、機構と関係機関との望ましい役割分担のあり方を別紙に記載】

別紙

## 農地中間管理機構事業の推進における関係機関との 望ましい役割分担について

### 1. 県域における連携体制

○県

#### ①農業・農村活性化サポートセンターの運営

- ・農地中間管理事業、農地整備事業および担い手育成の担当係等で構成するサポートセンターを運営し、各農業農村振興事務所に設置されている地域農業活性化推進チームによる推進活動を指導支援する。

○農業委員会ネットワーク機構

#### ①市町農業委員会事務局等の取組支援

- ・農地利用の最適化を進める農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して指導・支援を行う。

#### ②担い手への周知

- ・農業法人協会や稲作経営者会議など、担い手が参集する会議や研修会の機会をとらえ、担い手に対する農地中間管理事業の周知等を行う。

○土地改良事業団体連合会

#### ①土地改良区に対する普及啓発等における連携

- ・農地整備事業の実施区域（予定を含む）において、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化が円滑に進むよう、機構と連携し啓発・支援を行う。

### 2. 地域における連携体制

○県

#### ①地域農業活性化推進チームによる事業推進

- ・各農業農村振興事務所に、農地中間管理事業、農地整備事業および担い手育成の担当者等で構成する地域農業活性化推進チームを設置し、市町域に置かれた「戦略推進会議」（市町、JA、農業委員会事務局、土地改良区、機構地域窓口等で構成）を支援することを通じて農地中間管理事業を推進する。
- ・地域における農地集積・集約化に向けた話し合いの場に参画し、農地中間管理事業の啓発を行う。  
特に、集落営農組織の法人化や農地整備に取り組む機運の高い地域に対しては、農地中間管理事業に一体的に取り組まれるよう関係機関と連携し指導・支援を行う。

○市町

#### ①関係機関と連携した事業の推進

- ・担い手育成や農地の集積・集約化が課題となっている地域に対し、関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を働きかける。

②人・農地プランの実質化の取組と連携した事業推進

- ・人・農地プランの実質化を推進し、その中で農地中間管理事業が有効活用されるよう支援する。

③農地中間管理事業の実施への協力

- ・機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付、権利関係の確認を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等について協力する。
- ・重点実施区域における農地の集積・集約化の取組が着実に進むよう指導・支援する。

○ J A

①関係機関と連携した事業推進

- ・担い手育成や農地の集積・集約化が課題となっている地域に対し、関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を働きかける。

②農地中間管理事業実施への協力

- ・機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付等を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等について協力する。

③農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化

- ・農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化に向け、農家への適切な指導・支援を行う。

○農業委員会

①担い手への農地の集積、集約化の取組推進

- ・市町が進める人・農地プランの実質化の取組を推進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の協議の場への参画を支援する。
- ・機構が有する受け手農家等の情報の共有を進める。

○土地改良区

①農地中間管理事業と連携した農地整備事業の推進

- ・担い手への農地の集積・集約化に向けた取組と連動した農地整備事業に取り組みようとする地域のニーズを把握し、必要に応じて事業計画の策定等技術支援を行う。
- ・換地処分を伴う集積・集約化を進める場合、農地中間管理事業を円滑に進めるため、機構との情報共有を図るなど連携・調整に努める。